

第 36 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 51 年 8 月 19 日（常務委員会、持ち回り））

第 221 号議案 特殊建築物の敷地の位置

次の特殊建築物施設の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

青果物卸売市場、八幡浜市、2,174.35m²、1,014.29m²、鉄骨造三階建カラールーフデッキ葺、設置者、
（株）〇〇青果市場 代表取締役

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

現在設置者が運営している青果市場では、事業規模からみて作業場が狭く、駐車敷地が不足しているの
で、県経済連家畜市場跡であり十分な敷地をもつ同地へ移転しようとするものであり、付近住民の同意も
得られている。さらに同地は八幡浜市計画の港湾再開発に伴う青果市場の都市計画決定までの暫定措置と
して位置決定するものであり、支障ないと認められる。

第 37 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 51 年 10 月 26 日）

第 222 号議案 内子都市計画用途地域の決定（内子町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第 1 種住居専用地域、約 9.0ha、8/10 以下、5/10 以下、7.0%

第 2 種住居専用地域、約 18.0ha、20/10 以下、8.6%

住居地域、約 66.0ha、20/10 以下、51.0%

近隣商業地域、約 12.0ha、20/10 以下、9.3%

商業地域、約 6.0ha、40/10 以下、4.7%

準工業地域、約 18.0ha、20/10 以下、14.0%

合計 約 129.0ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

国道バイパスの完成、国鉄新線内山線の建設、郷の谷川流路変更改修等により、松山中央都市圏および南予農業経済圏の接点に位置する当地域は住宅街、工場立地、レジャー産業の進出が相次ぎ大きな変貌が見られるが、この傾向は今後ともなお続き、市街地の拡大が進むものと考えられる。一方、本町の市街地は、数百年前における門前町を基礎として無秩序な形成が行われてきたため、各種の建築物が混在し、交通機能の整備もおくれが目立ち、都市的条件においては今日の経済社会の発展に対応できない状態となっている。そこで、今後予測される交通事情の変革や経済活動、人口集中など本町をとりまく諸条件の変化に対応しながら新しく発展するための基礎的条件を整備し、秩序ある市街地の形成を進めるため、建築物の用途、容積、形態等の制限を行い、それぞれの地域の性格を明確にするとともに、環境の保全および育成を図り都市計画区域の健全な発展を期するものである。

第 223 号議案 内子都市計画用途地域の決定（五十崎町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第 1 種住居専用地域、上村地区、約 6.0ha、10/10 以下、6/10 以下、6.0%

平野地区、約 11.6ha、8/10 以下、5/10 以下、11.6%

小計 約 17.6ha、17.6%

第 2 種住居専用地域、約 10.5ha、20/10 以下、10.5%

住居地域、約 51.6ha、20/10 以下、51.6%

近隣商業地域、約 3.2ha、20/10 以下、3.2%

商業地域、約 3.8ha、40/10 以下、3.8%

準工業地域、約 13.3ha、20/10 以下、13.3%

合計 約 100.0ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

当町においては、近年都市計画区域への人口の集中により、住宅、工場、商業施設等が無秩序に混在している。このままでは、騒音、悪臭、日照妨害等により生活環境が悪化するばかりでなく生産、交通、レクリエーション等の都市機能が混乱し、暮らしにくい街になってしまう。そこで当町の将来像を実現するための手段として、建築物の用途、容積、形態を制限し、それぞれの地域の性格を明確化するとともに、その地域環境の保全と育成を図るべく用途地域を指定するものである。

第 224 号議案 南予レクリエーション都市計画用途地域の決定（津島町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第 1 種住居専用地域、	約 21.0ha、8/10 以下、5/10 以下、13.3%
住居地域、	約 98.0ha、20/10 以下、62.0%
近隣商業地域、	約 15.2ha、20/10 以下、9.6%
商業地域、	約 6.1ha、40/10 以下、3.9%
準工業地域、	約 17.7ha、20/10 以下、11.2%
合計	約 158.0ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

用途地域を指定する理由

用途地域を指定する最大の理由は、南予レクリエーション都市整備計画である。国民のレクリエーション需要は、自由時間の増加、消費者水準の向上及び都市の過密化に伴う生活環境の悪化により、急激に増加しており、今後とも一層増大するものと予想される。南レク都市整備計画は、県の重大施策の一つであり、南予の 7 か市町村にわたり海洋性レクリエーション都市を建設するもので、津島町を訪れる観光人口は日最大 4 万人を想定している。当町ではこれを受けて、北灘湾周辺適地一連の区域を南レク都市の中核基地となるよう整備するもので、都市公園等のレクリエーション施設及び休泊施設を配置し、既成市街地と一体となるよう土地利用計画を定めて良好な環境をつくる計画をしている。現在の市街地は非常に過密しており、建蔽率 80%以上のものが大半を占め、新築する場合は国道 56 号線沿いの農用地を造成して建築しており、また国道 56 号線の宇和島・津島間の難所に新松尾トンネルが開通すると、宇和島市のベッドタウンとして、次々と住宅が新築されるものと思われる。現在も農地の宅地化が進んでおり、あと 4～5 年もすると町の中心地は無秩序に建物が建築され、旧市街地と同様になるおそれがあるので早いうちに規制して良好な住宅環境の整備をしなければならない。南レク都市建設の進行に伴い、人口や産業が集中し、さまざまな活動が行われる都市になってくると、いろいろの用途や形態の建物が無秩序に混在するための騒音、悪臭、日照妨害等により生活環境が悪化するばかりでなく生産、交通、レクリエーション等の都市機能が混乱し、暮らしにくい街になってしまうので、当町としては、一日も早く用途地域を指定し、統制のとれた町を形成し、健康で文化的な町の実現を図りたい。

第 225 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

今治広域都市計画公園中第 6,5,2 号波方公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、6,5,2、波方公園、波方町大字樋口字（後、宮脇、作郡）、波方町大字波方字（火ノ谷、香ノ頭）地内、約 10.3ha、野球場、児童広場、バレー及びテニス場、修景施設、その他各種施設

「区域は、計画図表示のとおり」

変更理由書

今治広域都市計画内における波方公園は、昭和 48 年度に都市公園としての認可を受けて建設を進めていたが、その後人口の増加と都市化の進展、さらに住民要望の多様化等により公園施設の整備が急務となってきた。このため隣接地を買収し現在の公園区域を拡大し、より充実した施設を備え住民福祉の向上を図るため公園区域の変更をするものである。

第 226 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 63 号祓川公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、63、祓川公園、松山市祓川 2 丁目、約 0.11ha、園路広場、遊戯施設、修景施設、休養施設、管理施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

児童の福祉、健康、休養を意図し、又近年の交通輪禍の激発より、児童の生命を守り、情操教育の向上めざすため祓川公園を本案のように整備しようとするものです。

第 227 号議案 東予広域都市計画ごみ焼却場の決定（新居浜市決定）

都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

2、新居浜市ごみ処理施設、新居浜市大字泉川字観音原、新居浜市大字泉川字射矢谷、約 5.9ha、処理能力 225t/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

現在操業中のごみ焼却場は、昭和 43 年に建設（昭和 41 年 10 月都市計画決定）された施設であるため、近年の人口増加並びに生活様式の変化に伴うごみ処理の増大に対処できなくなっており、又施設の老朽化により処理能力にも不足をきたしている。これらの諸問題を解決するため本案のように施設を充実し、生活環境の保全をはかり、公害規制等にも万全を期す。

第 228 号議案 東予広域都市計画道路の変更（新居浜市決定）

都市計画道路中 2,3,9 号磯浦中新田線を次のように変更する。

【種別、名称、位置、区域、構造、摘要、備考】

番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線道路、2,3,9、磯浦中新田線、新居浜市磯浦町、新居浜市新田町 1 丁目、(新居浜市磯浦町、惣開町、新田町 3 丁目、新田町 1 丁目)、約 1,810m、地表式、12m

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画道路磯浦中新田線（昭和 21 年 12 月 21 日建設省告示第 1642 号）は、現在供用を開始しているが、化学工場の敷地境界に道路が沿っているため通行人の危険性は大きい。したがって、工場沿いの道路通行人に対する安全を確保するため、本案のように磯浦中新田線の一部ルートを変更する。

第 229 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画下水道を、新居浜公共下水道、垣生都市下水路、白山都市下水路、池田都市下水路、上泉都市下水路に、瀬戸都市下水路を追加し、次のように変更する。

[1] 公共下水道（変更なし）

- 1 下水道の名称：新居浜公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

新居浜公共下水道、約 503.0ha、（金子処理分区、約 173.0ha、川西処理分区、約 330.0ha）

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

磯浦污水幹線、北新町 10 地先、磯浦町地先、0.8m～0.4m、約 1,450m、分流式污水管、金子処理分区
星越污水幹線、河内町地先、星越町地先、0.35m～0.25m、約 1,190m、分流式污水管、金子処理分区
新田污水幹線、新田町 3 丁目地先、新田町 2 丁目地先、0.40m、約 420m、分流式污水管、金子処理分区
滝の宮污水幹線、泉池町地先、河内町地先、1.00m～0.50m、約 2,210m、分流式污水管、金子処理分区
区、川西処理分区

宮西污水幹線、泉池町地先、宮西町地先、0.35m～0.25m、約 940m、分流式污水管、川西処理分区
喜光地污水幹線、庄内町 1 丁目地先、坂井町 1 丁目地先、0.70m、約 1,270m、分流式污水管、川西処理分区
庄内污水幹線、新須賀町 3 丁目地先、庄内町 6 丁目地先、1.20m～1.00m、約 3,210m、分流式污水管、
川西処理分区

吐口及びこれに接続する放流管渠、菊本町 2 丁目地先、処理水放流口、雨水放流口

その他、0.25m、約 115,700m、分流式污水管、金子処理分区、川西処理分区

惣開雨水幹線、新田町 1 丁目地先、惣開町地先、巾 2.10m～巾 1.60m、約 460m、分流式雨水渠、惣開排水分区
金子雨水幹線、新田町 1 丁目地先、磯浦町地先、巾 3.10m～巾 1.40m、約 1,260m、分流式雨水渠、新田排水分区
王子雨水幹線、新田町 2 丁目地先、新田町 2 丁目地先、巾 1.60m、約 140m、分流式雨水渠、新田排水分区
北新町雨水幹線、新田町 1 丁目地先、江口町地先、巾 2.60m～巾 1.30m、約 1,100m、分流式雨水渠、
江口排水分区

江口雨水幹線、新田町 1 丁目地先、北新町地先、巾 4.00m、約 370m、分流式雨水渠、江口排水分区
前田雨水幹線、新田町 1 丁目地先、前田町地先、巾 1.40m、約 280m、分流式雨水渠、江口排水分区
西中学校北雨水幹線、北新町地先、北新町地先、巾 1.30m、約 270m、分流式雨水渠、江口排水分区
宮西雨水幹線、西原町 1 丁目地先、中須賀町 1 丁目地先、巾 1.60m～巾 2.50m、約 350m、分流式雨
水渠、西新居浜排水分区

西原雨水幹線、新田町 1 丁目地先、泉宮町地先、巾 3.00m～巾 1.40m、約 1,880m、分流式雨水渠、
西新居浜排水分区

中須賀雨水幹線、西原町 3 丁目地先、西原町 2 丁目地先、巾 1.50m～巾 1.30m、約 530m、分流式雨
水渠、西新居浜排水分区

吐口及びこれに接続する放流管渠、新田町 1 丁目地先、巾 6.6m、約 10m、分流式雨水渠、土場雨水
ポンプ場に接続する放流渠

菊本雨水幹線、菊本町 2 丁目地先、若水町 2 丁目地先、巾 1.65 m～巾 1.30m、約 2,040m、分流式雨
水渠、菊本排水分区、若水排水分区

元塚雨水幹線、菊本町1丁目地先、菊本町1丁目地先、巾1.40m、約150m、分流式雨水渠、菊本排水分区
第2港町雨水幹線、港町地先、港町地先、巾1.70m～巾1.65m、約260m、分流式雨水渠、新居浜排水分区
一宮雨水幹線、中須賀町1丁目地先、一宮町1丁目地先、巾1.60m～巾1.30m、約500m、分流式雨水渠、一宮排水分区

久保田雨水幹線、久保田町2丁目地先、久保田町1丁目地先、巾2.00m～巾1.60m、約630m、分流式雨水渠、久保田排水分区

新須賀雨水幹線、新須賀町3丁目地先、新須賀町2丁目地先、巾1.65m、約520m、分流式雨水渠、新須賀排水分区

繁本雨水幹線、徳常町地先、繁本町地先、巾1.40m～巾1.20m、約1,000m、分流式雨水渠、繁本排水分区
田所雨水幹線、田所町地先、八雲町地先、巾1.60m～巾1.20m、約1,250m、分流式雨水渠、田所排水分区
八雲雨水幹線、八雲町地先、庄内町2丁目地先、巾2.10m～巾1.10m、約1,340m、分流式雨水渠、八雲排水分区
庄内雨水幹線、庄内町4丁目地先、庄内町6丁目地先、巾2.90m～巾2.60m、約320m、分流式雨水渠、庄内排水分区

庄内北雨水幹線、庄内町4丁目地先、庄内町3丁目地先、巾1.50m、約320m、分流式雨水渠、庄内排水分区
磯浦雨水幹線、磯浦町地先、磯浦町地先、巾1.50m～巾1.40m、約450m、分流式雨水渠、磯浦排水分区
第1港町雨水幹線、港町地先、港町地先、巾1.50m～巾1.20m、約270m、分流式雨水渠、新居浜排水分区
その他、巾1.20m～巾0.30m、約125,750m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

港町雨水ポンプ場、港町16番26号、約1,000m²、227m³/分

菊本雨水ポンプ場、菊本町2丁目地先、新居浜下水処理場内に設置430m³/分

土場雨水ポンプ場、新田町1丁目地先、約3,950m²、1,680m³/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

新居浜下水処理場、菊本町2丁目地先、約76,300m²、142,165m³/日

[II] 都市下水路

1 都市下水路の名称

垣生都市下水路、白山都市下水路、池田都市下水路、上泉都市下水路に、瀬戸都市下水路

2 排水区域

【名称、面積、備考】

垣生都市下水路、約70.0ha、約624ha

白山都市下水路、約193.0ha

池田都市下水路、約93.0ha

上泉都市下水路、約134.0ha

瀬戸都市下水路、約134.0ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

垣生都市下水路、垣生 2105 の 5 番地、垣生 883 の 2 番地、巾 1.50m～巾 2.50m、約 1,040m
白山都市下水路、政枝町 2 丁目 12 番地先、中村 2918 番地地先、巾 2.35m～巾 1.15m、約 2,270m
上泉都市下水路、泉川 2807 の 1 番地地先、泉川 4666 番地地先、巾 2.00m～巾 1.55m、約 2,060m
池田都市下水路、船木 4740 の 1 番地地先、船木 4395 番地地先、巾 1.60m、約 890m
瀬戸都市下水路、城下町 469 の 1 番地先、下泉町 1 丁目 3720 番地先、巾 1.50m～巾 4.40m、約 1,170m
「下水路の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

名称、位置、敷地面積、備考

垣生ポンプ場、垣生 2105 の 5 番地、約 930m²、268m³/分

[Ⅲ]変更の理由

今回追加しようとする瀬戸都市下水路地域は、最近急速に市街化され、流出係数が大きくなり、現況の水路では対応できない状況となり、出水期にはしばしば浸水しており、環境衛生上放置できない現状である。そこで今回都市計画決定の変更を行い、事業を早急に完成させ、浸水を防止し、付近住民の福利及び環境衛生の向上に寄与するものである。

第 230 号議案 川之江都市計画下水道の変更（川之江市決定）

都市計画川之江公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：川之江公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

川之江公共下水道、約 160ha、川之江排水区、第 1 分区 21.9ha、第 2 分区 37.7ha、第 3 分区 32.4ha、
第 4 分区 27.1ha、第 5 分区 40.5ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

川之江第 1 幹線、川之江市川之江町字脇田、川之江市川之江町字大門、0.25m～2.40m、約 2,090m、
川之江処理区

川之江第 2 幹線、川之江市川之江町字大江新開、川之江市川之江町字港通り、1.50m～2.00m、約 650m、
川之江処理区

第 1 圧送幹線、川之江市川之江町字大江新開、川之江市川之江町字脇田、0.60m、約 860m、川之江処理区

雨水吐口幹線、川之江市川之江町字脇田、川之江市川之江町字脇田、2.40m、約 10m、川之江処理区

汚水吐口幹線、川之江市川之江町字大江新開、川之江市川之江町字大江新開、2.50m、約 400m、川之江処理区

その他、0.25m～1.35m、約 17,140m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

公共下水道

【名称、位置、敷地面積、摘要】

川原ポンプ場、川之江市川之江町字脇田、約 4,000m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

川之江処理場、川之江市川之江町字大江新開、約 20,120m²、標準活性汚泥法

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

当該公共下水道終末処理場予定地の臨海土地造成地の完成後における土地利用計画が埋立免許時点での利用計画と多少の差異が生じた。これに伴い処理場敷地の配置及び形態が移動した。よって本案のように公共下水道を変更するものである。

第 231 号議案 南予レクリエーション都市計画駐車場の決定（西海町決定）

都市計画駐車場を次のように決定する。

【名称（番号、駐車場名）、位置、面積、構造（階層）、備考】

1、船越駐車場、南宇和郡西海町字西越、約 0.42ha、オープンプロットアスファルト舗装、約 175 台

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年、本町の船越地区は、南予レクリエーション都市における観光拠点として、駐車需要は年々増加の傾向にあり、そのうえ本年 4 月愛媛県道路公社による西海有料道路が開通したことによりマイカーによる観光客も増加し、また自動車交通も著しく輻輳しているため、これらに対処し円滑な道路交通を確保するため、本案のとおり駐車場を計画決定するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 227 号議案

委員：この計画が公園にかかっているとか、将来かかるというようなことはないか。

幹事：ありません。近くに国領川緑地がありますが、計画にはかかっていません。将来この地域を公園にかけるといふ計画もありません。

第 228 号議案

委員：元の道路はどうなるのか。

幹事：新居浜市と住友化学とが交換し、工場敷地になります。

第 230 号議案

委員：排水口の位置は、水の流れ、船舶の入場等から終末処理場のある北の方が良いのではないかと架橋計画はどうなっているか。

幹事：終末処理場の北は城山公園に接している等の理由から南の方へ放流する計画になっている。港湾関係の問題は港湾課と協議しながら進めたい。

委員：漁業関係者との問題はないか。

幹事：企業立地の敷地内で面積割が変わるので、内容が変わるのではなく、問題はない。

第 38 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 52 年 1 月 17 日（常務委員会、持ち回り））

第 232 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（宇和島市決定）

都市計画公園中 2,2,3 号灘公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、2,2,3、灘公園、宇和島市朝日町字富堤地内、約 0.14ha、園路広場工、修景施設工、遊戯施設工
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

社会福祉法人宇和島厚生協会が管理する「みどり寮」が国の補助を得て改築されることを機会に、みどり寮用地 633 m²を公園用地に移転し、移転後の用地 699 m²を公園区域に指定して、現在より面積を 66 m²拡大するとともに、道路に面する部分を一面より二面として利用者に利便を与え、もって福祉の増大に寄与せんとするものである。

第 39 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 52 年 1 月 31 日）

第 233 号議案 松山広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更（松山市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

【種類、面積、備考】

防火地域、約 46.0ha

準防火地域、約 923.8ha

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

市街地における都市防災の観点から従来の防火地域、準防火地域を再検討した結果、本案のように変更しようとするものである。

（変更前）

【種類、面積、備考】

防火地域、約 27.8ha

準防火地域、約 3,439.9ha

第 234 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 6 号南予レクリエーション都市公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、7,7,2、第 6 号南予レクリエーション都市公園、宇和島市日振島字早磯、伊良、明海、乳母浜、日崎、見残、小日崎、大入、高平、大谷、農田、小貝、須坂、コン坂、小向、アノヂ、水ヶ浦、ハチス島頭及び丸婆…地内、約 90.3ha、主な施設、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

南予レクリエーション都市建設の一環として、足摺宇和海国立公園区域内にある日振島を活用した公園を建設し、健全な都市整備を図るため、本案のとおり計画決定するものである。

第 235 号議案 川之江都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 2 号向山公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、2 号、向山公園、川之江市上分町字向山、金生町下分字川原田、金生町下分字浦の谷山、約 3.7ha、園路、広場、遊戯施設、修景施設、休養施設、管理施設、便益施設、運動施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

すでに第 2 号公園として供用中の向山公園の公園施設を再検討した結果、さらに約 1.2ha の区域を拡大し、施設の拡充をはかるため、本案のように計画変更するものである。

第 236 号議案 川之江都市計画公園の変更（川之江市決定）

都市計画公園に第 5 号井池公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、5号、井池公園、川之江市川之江町字瓢箪山、約0.11ha、園路、広場、遊戯施設、修景施設、休養施設、管理施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

川之江市における都市公園の配置を検討した結果、国道沿いの廃道処分予定の道路敷地を利用した公園を配置し、児童の福祉の向上を図るため、本案のとおり計画決定するものである。

第237号議案 松山広域都市計画公園の変更（松前町決定）

都市計画公園に第64号高柳公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、64号、高柳公園、伊予郡松前町大字高柳字松原237番地、約0.11ha、遊戯施設、修景施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松前町に高柳公園（児童公園）を建設し、児童の交通事故の未然防止と情操教育の向上を図るため、本案のとおり計画決定するものである。

第238号議案 伊予三島都市計画駐車場の決定（伊予三島市決定）

都市計画駐車場整備地区を次のように決定する。

【面積、備考】

約46.0ha

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年のモータリゼーションの進展は、自動車の保有台数の増加と自動車交通の増大に伴う交通施設の整備の立ち遅れと相まって交通事故、交通公害等による都市機能の低下を著しくしており、交通規制の強化（総合交通規制）の気運もでてきている。その対策として、昭和65年度を目標にした長期駐車場整備計画に基づいて、駐車場の整備をはかるため、本案のとおり計画決定するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第233号議案

委員：防火地域、準防火地域に指定されることを地元の町内会、商店会の人知っているのか。

幹事：公報松山で周知を行うとともに町内会長さんの同意書もあり町内の人に十分周知してもらっている。

商店会の人に関しては商店会だからという特別な周知は行ってないが、説明会の段階で理解してもらっている。

委員：運輸省の鉄道管理局では、用途地域の指定等を行う場合、用地の境界をもって境界線とするという指導がなされているので、今回指定になる区域で予讃線を境にしている部分は線路敷も含めて指定

する必要があるが、どうなっているのか。

幹事：線路敷を含んでいる。

第 234 号議案

委員：約 90.3ha の地目別面積の内訳を教えてください。

幹事：田 0.85ha、畑 38.4ha、山林 47.8ha、宅地 0.14ha、道路 2.8ha、雑種地 0.29ha、原野 0.02ha です。

委員：この事業に見合うような活用は困難ではないか。

幹事：その点については、海水浴場、臨海学校等レクリエーション施設として、コンサルタントの意見も聞いて考えて行きたい。

第 238 号議案

委員：駐車場整備地区の計画決定がなされると駐車場の整備に関して助成を受けたいとの期待感がある。どういう助成を受けられるのか。

幹事：地方公共団体が行うものでは起債のあっせん、民間が行うものは日本開発銀行の低利融資を受けることが出来る。

その他

委員：線引の見直しについて、国の方針では 5%とか 10%程度とか言われているようだが、見直しの進捗状況を具体的に教えてください。

幹事：国の基本方針としては、昨年の全国都市計画課長会議の時点で、状況に合わせ見直すが、あくまで国全体で 3~5%の微調整にとどめるとのことであった。本県では松山広域基礎調査図面の修正と過去 5 年間の土地利用の変遷を図面に移す作業を行っているので、この作業を終えたうえ 2 月末までに行政サイドの考え方を下協議という形で関係市町村長に出してもらい、国の方針、県の考え方をふまえて検討した後、農林省、建設省側の意見を聴き、見直しとしては 52 年度末、早ければ 12 月末までにはやりあげたいと考えている。審議会にも成るべき早い機会に中間報告したい。

委員：国の基本方針は微調整ということだが、政策的な意味での計画と個々の土地所有者の利害関係の調和を審議するのも審議会の役目と思われるので、調整案について検討する時間を取ってほしい。

第 40 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 52 年 3 月 24 日）

第 239 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

- ① 都市計画道路中 1,1,1 号古川橋下島山線を、1,2,1 号天神山岩鍋線に名称を改め次のように変更する。

【種別、名称、位置、区域、構造、摘要、備考】

番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線道路、1,2,1、天神山岩鍋線、西条市船屋字西山越、西条市船屋字岩鍋谷、（西条市船屋字薬園谷）、
約 3,390m、地表式、29m

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

- ② 都市計画道路に 1,1,2 号新加茂川大橋飯岡線を次のように追加する。

【種別、名称、位置、区域、構造、摘要、備考】

番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線道路、1,1,2、新加茂川大橋飯岡線、西条市古川字仙歳、西条市飯岡字八幡原、（西条市下島山字井
ノ上）、約 8,380m、地表式、36m

内訳、西条市飯岡字長池、西条市飯岡字河之前、（西条市飯岡字文京）、約 410m、嵩上式、27m
～62m、約 7,970m、地表式、27m～75m、幹線街路と平面交差 4 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

将来の自動車台数の伸び並びに経済交流の活発化に伴う交通量の増加に対応して、都市交通体系の確立と公共の福祉の増進に寄与するため、主要幹線道路を本案のように計画変更するものである。

第 240 号議案 久万都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園を次のように決定する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、1、久万公園、久万町大字菅生字東国、字千本口、字今戸、字河原小屋、字狸戸、字狸堂、
字菅田、字八丁影及び字八丁影道ノ下の地内、約 5.7ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、
便益施設、運動施設、管理施設

一般公園、2、笛ヶ滝公園、久万町大字上野尻字上駄馬、字イデノ上、字池ノ下、久万町大字久万町字
ツギキ及び字南ノ窪の地内、約 6.5ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益
施設、管理施設、展望台

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

久万町における都市公園の配置を検討した結果、久万公園及び笛ヶ滝公園を整備し、住民の福祉の増進に寄与するため、本案のように計画決定するものである。

1 久万公園

近年のレクリエーション需要の増大に基づき、運動施設を主体とした公園として整備するものである。

2 笛ヶ滝公園

当該公園予定地内は、明治中期ころから町民の憩いの場として利用されてきているが、公園としては未整備であるので、修景施設、遊戯施設を主体とした公園として整備するものである。

第 241 号議案 保内都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 2 号平家谷公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、2、平家谷公園、西宇和郡保内町宮内 7 番耕地及び宮内 8 番耕地の地内、約 7.6ha、修景施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、園路、広場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

平家谷公園は、溪谷、自然林を生かした公園として砂防堰堤を中心に計画決定し、一部供用中であるが、今回公園施設を再検討した結果、堰堤下流約 1.1ha の区域を除外し、上流にある自然林約 1.7ha の区域を編入して、施設をさらに充実させるため、本案のとおり計画変更するものである。

第 242 号議案 南予レクリエーション都市計画駐車場整備地区の決定（宇和島市決定）

都市計画駐車場整備地区を次のように決定する。

【面積、備考】

約 101.5ha

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年の自動車交通の増大に伴う交通施設の未整備により、交通事故、交通公害等が発生し、都市機能を著しく低下させている。この対策として、市中心部を駐車場整備地区に指定して、効率的な駐車場の整備を促進し、もって総合交通規制の円滑な運用を図り、都市機能を増大しようとするものである。

第 243 号議案 南予レクリエーション都市計画駐車場の決定（宇和島市決定）

都市計画駐車場を次のように決定する。

【名称（番号、駐車場名）、位置、面積、構造（階層）、備考】

中央町駐車場、宇和島市中央町 2 丁目 501 番地、約 0.25 ha、無蓋、地上、約 97 台、出入口 1 ヶ所

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和島市における駐車場整備計画に基づき、今回市内でもっとも交通の輻輳する中央町に駐車場を設置し、市民の利便をはかるため、本案のとおり計画決定するものである。

第 244 号議案 宇和都市計画下水道の変更（宇和町決定）

宇和都市計画水利施設（排水施設）を宇和都市計画下水道、馬場都市下水路、上鬼窪都市下水路、新地都市下水路、駅前都市下水路、鬼窪都市下水路及び中ノ町都市下水路に名称を改め、中ノ町都市下水路を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：中ノ町都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

中ノ町都市下水路、約 36ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要

中ノ町第1幹線、宇和町大字卯之町1-973番地、宇和町大字卯之町1-1710番地、1.60m～1.00m、約890m
「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

宇和町の都市下水路は水利施設（排水施設）として計画され、昭和32年度までに整備されたが、宅地化、道路の舗装等により、雨水流出量が増加し、その結果降雨時にはしばしば浸水による被害が生じてきた。この対策として、排水施設を本案のとおり計画変更し、住民の浸水に対する不安を取り除こうとするものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第239号議案

委員：この計画変更の理由は何か。

事務局：経済交流の活発化に伴う交通量の増加に対応するための変更で、交通の流れから考え、主要幹線を変更するものです。

第241号議案

委員：海拔何メートルのところにあるのか。

事務局：高い所では150mくらいで、公園施設を作る予定地は100mないし120mです。

委員：町の中心からどれくらいの距離か。

事務局：車で10分から15分、5kmくらいの距離です。

第242号議案

委員：駐車場出入り口の東側の道路は国道56号線か。どのくらいの広さがあるか。

事務局：幅員9mの市道です。

委員：そこに出入り口をもって行って交通渋滞などの支障はないか。

事務局：4月1日から交通規制が実施され、付近に路上駐車している車がなくなるので、流れはスムーズになると思われる。

委員：この駐車場を拡張する計画はあるか。

事務局：市の長期計画では、かなり先に市民センターの建築を計画しているようで、その場合200台程度の駐車場を地下に造る予定になっている。

委員：宇和島は交通渋滞が激しく、駐車場を造るのは大変結構だが、将来は朝夕のラッシュを考え、駐車場は周辺に造るのが良いと思う。

事務局：総合交通体系調査の一環として、出発地目的地調査を来年度に実施することになっており、その調査結果に基づいて検討したい。

委員：この計画をみていると、南予レクリエーション都市計画を総合的に考えたうえでの計画ではなく、たまたま市役所が移転し、土地が空いたので便宜上駐車場でも造ろうというような感じで計画したような気がするが、南予レクリエーション都市計画区域内では国道56号線及び320号線バイパス

の路線決定、国鉄宿毛線の新設等重大な問題があるので今後の計画はこれらとの関連も十分考慮したうえ、宇和島市の中だけでとらえるのではなく、南予レクリエーション都市計画全体の中で総合的な交通体系が確立されるよう指導・計画されたい。

事務局：57年度から新しく総合交通体系調査等を実施するので、その結果を検討し総合的な計画を練りたい。

委員：附置義務条例の計画はあるか。

事務局：市議会にはかり、本年4月1日から施行される予定になっている。

第244号議案

委員：このあたりの地形は山が迫っているようだが、出水時には水が一気に流れ込み、川が水を飲みきれず洪水になる心配はないか。

事務局：その点については、河川計画で河川の安全性を考えているので出水時でも大丈夫と思う。

委員：川の安全性洪水の恐れはないとして、出水時に個々の下水路はスムーズに川に流れ込むか。

事務局：地形の低い所では設計の段階でフラップゲート等の構想もあるので問題ないと思う。

委員：担当者としてはそう考えるだろうが、宇和川は雨が500mmも降れば出水し、1週間はみずがひかないのが実情であるので、排水に着いては十分慎重に計画してほしい。それと河川課長他2、3名が欠席のようだが、今のような質問の時には技術面を含めて担当の分野で答えられるよう出席してほしい。

委員：最近川の水質が悪くなり、ダムの水も濁ってきているようなので、将来は下水の終末処理をし、水質を良くしてから放流するように考える必要がある。

幹事：この計画も将来は公共下水道の構想を持っており、まず雨水の排水問題から解決していこうとしています。

委員：実際問題として、現在汚水が入ってきているので、将来展望として充分慎重に考えてもらいたい。

委員：都市下水道計画については、さらに公共下水道の整備について宇和町を強力的に指導していただきたい。